

第92回（平成31年3月12日）

○的井総務課長 定刻になりましたので、会議を始めます。

本日は、加藤委員が御欠席です。

それでは、以後の委員会会議の進行につきましては、嶋田委員長にお願いいたします。

○嶋田委員長 それでは、ただいまから第92回個人情報保護委員会を開催いたします。

本日の議題は2つございます。

まず議題1ですが、いわゆる3年ごと見直し（ヒアリング）について説明いたします。第86回委員会において御承認いただきましたとおり、3年ごとの見直しに関連しまして民間団体等へのヒアリングを行うこととしております。

本日は電子情報技術産業協会へのヒアリングを行いたいと思います。

電子情報技術産業協会の川上様、加藤様、水島様に会議に御出席いただきたいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○嶋田委員長 ありがとうございます。

それでは、出席を認めます。川上様、加藤様、それから、水島様におかれましては、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

それでは、御説明をお願いいたします。

○J E I T A 一般社団法人電子情報技術産業協会、J E I T Aと申しますが、常務理事の川上でございます。本日はありがとうございます。よろしくお願ひ申し上げます。

私どもJ E I T Aは電子機器あるいはITソリューションサービスの企業が中核でございますけれども、最近では例えばソフトバンク、セコム、L I X I Lといった企業や多くのスタートアップ企業が入会をさせていただいております。業種、業界を超えてサイバー空間と現実空間との情報連携によって、新たな価値を創出して社会課題を解決する超スマート社会、Society5.0の実現に取り組んでおります。これらの取り組みを進める上では、個人情報の保護と利活用が非常に重要であると考えております。

本日は、個人情報保護法の3年ごとの見直しに際しまして、当協会の意見を申し述べさせていただく機会を頂戴いたしまして感謝を申し上げます。今年1月に決定されました日本とEUの間の相互の円滑な個人データの移転に関する枠組みは、データが安全かつ円滑に流通する世界への第一歩であると考えております。実現に御尽力いただいたことに改めて御礼を申し上げます。

昨年度、欧州議会の議員団が来日した際の意見交換会には、当協会も参加をさせていただいて、会員各社が個人情報の保護をしっかり行っているということを説明させていただき、事業活動の関係で個人情報の保護がいかに重要であるかということをお理解いただいたと考えております。今後も私どもといたしましては、貴委員会と密接にいろいろ意見交換などをさせていただければ幸いです。

本日は、当協会の中で個人情報の保護と利活用を含め、法務・知財関係の課題検討を行

っております。法務・知的財産部会長であります三菱電機株式会社の加藤常務執行役及び個人情報保護法を専門に検討しております個人データ保護専門委員会の水島委員長と出席させていただきます。

加藤部会長から私どもの意見について説明させていただきます。本日はよろしくお願ひ申し上げます。

○ J E I T A 加藤でございます。

お手元に配付させていただいております資料は全部で10ページでございますので、これに基づいて個人情報保護法の3年ごとの見直しに関しまして J E I T A の意見について御説明申し上げます。

それでは、2ページ目をお開きください。

まず初めに、J E I T A としての意見の説明に先立ちまして、日 E U 間の相互の円滑な個人データ移転を図る枠組みの交渉を個人情報保護委員会において民間の意見を十分に取り入れた上でお進めいただきましたことを深く感謝いたします。

J E I T A としては、個人データの自由な流通・利活用を確保すべく技術革新の成果を国民に活用していくためには、適切なデータ保護が極めて重要であると考えております。これは日本、我が国のみならず国際的にも同様でありますので、安倍首相がダボス会議で発言された D F F T の考えについても強く賛同いたすところでございます。

3ページ目を御覧ください。

また、法改正につきましては現行の個人情報保護法の全面施行からまだ2年足らずでございますので、今回は政令や指針によって個人情報保護の実効性を高めることが重要であると考えておまして、法改正までは必要でないという立場でございます。ただ、中長期的な観点として国際動向あるいはビジネス動向、技術の進展等を踏まえ、個人の権利利益の侵害リスクを許容できなくなった場合については、抑止のため、立法措置の検討をお願いしたいと考えます。

また、貴委員会が行政機関や自治体における個人情報取扱いについても所管し、監督権限を持つことによって、自治体ごとに異なる個人情報保護法条例の問題等に対処していただけるよう、他省庁とも連携しつつ、法改正の検討をお願いしたいと考えます。

以上を踏まえて、今回、J E I T A からは政令、規則、ガイドライン等を通じて明確化をお願いしたい事項を2点、その他貴委員会への御要望事項5点について意見を述べさせていただきます。

4ページを御覧下さい。

まず政令やガイドライン等を通じて明確化をお願いしたい事項の第1点目はデータポータビリティ権に関する点でございます。言うまでもなく、データポータビリティ権は G D P R で規定されておりますが、日本の個人情報保護法における開示請求権はその一部に相当するものでありますが、現行では書面開示が原則とされております。開示の手法につきましては、個人データの自由な流通や利活用及びデータポータビリティ権の調和の観点か

ら、EUと同様、事業者にとって是非負担が少ない電磁的開示でも可能であることを政令もしくはガイドライン等において明確化いただきたいとお願いしたいと思います。

なお、開示請求権以外に該当する事業者間でのデータ移転、データフォーマット変換の義務づけ等につきましては、事業者の過剰な負担となりますので、是非慎重な御議論をお願いしたいと考えております。

5 ページを御覧下さいませ。

次、第2点目でございますが、データ利活用に関するものでございます。匿名加工情報の利活用事例や各事業団体における取組につきましては、調査報告書で公表いただいております。当協会も参考にさせていただきます。今後も是非利活用事例を積極的に公表いただき、匿名加工情報等も利活用促進を図れるようお願いしたいと思います。

次に、秘密計算や高度な暗号化等の個人情報の安全管理に関する技術、規制のサンドボックス制度等がございますが、これはいずれもデータ利活用に向けてキーとなる技術でございます。特に規制のサンドボックス制度については今回認証されたことから活用拡大が期待されます。そのため、これらの活用促進に向け、その扱いについてガイドライン等で明確化することの御検討をお願いしたいと思います。

以上が2点、ガイドライン等で明確化をお願いしたい事項でございます。

それでは、6 ページをお開き下さいませ。

続きまして、個人情報保護委員会に対する御要望を述べさせていただきます。

要望の第1点目でございますが、国際的制度調和への取組と越境移転の在り方についてでございます。J E I T Aとしましては、D F F Tの考えのもと、日米欧で協力してデータの自由な流通圏を拡大すべきと考えております。そのためには、国際的な制度の調和を図り、越境データ移転をスムーズに行えるような環境整備をお願いいたします。

また、データローカライゼーション等の問題については、グローバルでビジネス展開しておりますJ E I T A会員の事業者として、政府間での課題解決を期待しております。特に越境データ移転につきましては、韓国、シンガポール、タイを始めとしたアジアやA P E C諸国において規制を設ける国々が増えているという状況と認識しております。これらの国からのデータ移転を十分な保護レベルを確保しつつスムーズに行えるよう、A P E CのC B P Rを活用する方策について御検討をお願いいたします。

具体的には、日本の我が国の個人情報保護法がガイドラインと同様、これらの国において越境データ移転を規制する法令やガイドラインにC B P Rを用いた移転方法を明示してもらえよう、働きかけをお願いいたします。また、G D P Rの認証制度とC B P Rとの連携についても産業界として支持いたします。

7 ページでございます。

貴委員会への要望の2点目は漏えい報告についてでございます。EUでは個人データ侵害によって個人の権利や自由に対するリスクが生じ得ない場合は報告不要とされております。是非我が国においても軽微な案件については報告不要とする等、報告軽減措置の拡大

をお願いしたいと思います。

また、漏えい報告につきましては、報告の要否に迷う事案もございます。是非ガイドラインやQ & Aで報告を要する事例と報告を要しない事例の充実化をお願いしたいと考えております。

8 ページでございます。

要望の第3点目、データの利活用に関するものでございます。我が国の技術革新方針でございますSociety5.0の実現のためには、AIやIoT等における新しい技術の活用が促進されなければなりません。今後、このような新しい領域において法解釈におけるグレーゾーンがたびたび発生すると想定しておりますが、ぜひガイドライン等を通じて速やかに明確化をお願いしたいと思います。

特にカメラ画像や顔特徴データの扱いについては既に普及が始まっておりますけれども、これらは消費者の権利利益に及ぼす影響が大きい分野であるため、事務局レポート等で包括的な指針をお示し願いたいと考えております。

9 ページをお願いいたします。

要望の第4点目でございます。ペナルティーのあり方についてでございます。

法執行につきましては、現行の法的枠組みの中で意図的な非遵守に対する強化として御検討をお願いいたします。故意に個人情報をも目的外利用したり流出させるような悪質な事業者に対しては法執行を強化するべきと考えております。一部の不適切な事業者による意図的な非遵守を是正することは個人の権利利益を保護し、ひいては個人が事業者に対して抱く不安等の緩和にもつながると考えております。

他方、ウェブサイトの脆弱性を突いた不正アクセス等の被害を受けた事業者もでございます。こういった事業者に対しては、リスクに対応した改善指導等は妥当でございますけれども、被害を受けた事業者に対する過度な法執行は行うべきでないと考えております。

なお、課徴金制度導入でございますが、個人情報を適切に活用する事業活動の萎縮を招き、ひいては国民生活の向上を阻害することを懸念いたします。

また、個人情報保護委員会による事業者に対する報告徴収や立入検査、指導・助言、勧告・命令等の措置のうち、重要なものにつきましては、事業者に対する意識向上のためにも、その概要を公表いただくようお願いいたします。

10ページを御覧ください。

5点目でございます。外国当局との執行協力については、相互主義のもと、適切な推進をお願いいたします。

最後に、全般的な要望として3点、付け加えさせていただきます。

1点目はDFFTを実現させるため、EUや米国のデータ保護当局と国際的な個人情報保護制度の調和に向けた交渉をお願いいたします。その際、是非産業界の意見も取り入れていただくと幸いです。

2点目でございます。貴委員会のGDPR関連情報ページや諸外国の個人情報保護制度

に関する報告書につきましては、当協会でも有効に活用させていただいております。事業者のコンプライアンスコスト削減のためにも、引き続き海外法令の関連情報の発信をお願いいたします。

3点目になりますが、本日の説明にてガイドライン等の明確化をお願いしてまいりましたが、最後にガイドラインやQAのさらなる充実とその周知徹底をお願いしてJ E I T Aからの説明とお願いとさせていただきます。ありがとうございました。

○嶋田委員長 御説明ありがとうございました。

ただいまの御説明につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。中村委員、お願いします。

○中村委員 御説明ありがとうございました。

私から1点、確認的な質問をさせていただきたいと思います。

個人情報保護法3年ごとの見直しが本日のヒアリングのテーマでもあるわけですが、頂いた御意見は法律そのものに関するものというよりも政令、規則又はガイドラインを通じた明確化などとなっていますが、御発言の中にもありましたが、原則、個人情報保護法については、改正の必要性を感じていないという理解でよろしいでしょうか。

○J E I T A 冒頭申し上げましたとおり、施行後2年という段階でございますので、我々としても至急な法改正が必要であるという意見は持っておりません。しかしながら、ただ、法改正によって事を明確にするだけではなくて、その周辺にあるガイドラインとか考え方のリリースというのは非常に重要であると考えております。むしろJ E I T Aとしては、その部分についての充実を現段階ではお願いしたいというのが基本的な考え方でございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。ありがとうございました。

では、次にどなたかいらっしゃいますか。

丹野委員、お願いします。

○丹野委員 御説明ありがとうございました。

資料4ページの個人データに関する個人の権利の在り方のところなのですが、原則文書開示から原則電磁的開示に変更すべきという御意見なのかどうか、それが一つです。それは利用者に利益があるのかということを加えての質問でございます。

それから、電磁的開示にすればデータフォーマットの統一は有意義だが、いわゆる「データポータビリティ」そのものについては反対という御意見なのでしょうか。そこを確認させていただきます。

個人データの個人の権利の在り方については削除や利用停止等について、より広範に広く個人の権利を認めるべきだという御意見も多数あるというように承知をしております。その点についてどうお考えなのか、お教えいただければありがたいと思います。

○J E I T A お答えさせていただきます。

まず1点目でございますけれども、ここで資料の4ページのところで記載させていただ

いておりますのは、電磁的開示でも可能なようにしていただきたいというお願いでございます。我々はシステムで個人情報管理してございますので、逆に紙面で提示することでコスト負担になっている会社さんもございます。その意味で、真にリーダブルなものでデータをやり取りするということができるれば、我々のほうのシステムでの作業の効率化が図れるということで追加的に認めてほしいという意味合いでございます。

2つ目でございますけれども、データポータビリティそのものでございますが、我々は「データポータビリティ」として2つあると考えてございまして、そのデータ主権者様にデータを返却する、またはアクセスしていただくのと、もう一つは企業間でデータ移転をやり取りする。データ主体の方を通さずに裏側で、企業間でデータをやり取りする、この2つがGDPRでもうたわれている内容かなという認識でございます。

データポータビリティ自体は人権として重要なものだというように考えてございすけれども、我々も開示請求には明確に応えるようにしてございます。

もう一つの企業間での移転につきましては、GDPRでうたわれている義務は技術的に有効であればということ、可能であればということございまして、これはまず実効性を確認いただきたいというように考えてございます。

また、一部では事業者ではAPIを共有して、そういう企業間の電子情報の移転を有効にするような取りが進んでいるという話は聞いてございすますが、一般のビジネスの実態におきましては、データのフォーマットが共通化されていないであるとか、API自体がないということで、渡したくても十分に有効な形で別の事業者さんにサービスの内容移転に伴ってデータを移転するということが可能かどうかといったところは現状、御理解いただければというように考えてございます。

○J E I T A 削除や利用停止等については、御要求があればそのように対応していると考えてございすけれども、まず消費者側からどれだけのそういうニーズがあるかという実態を御確認いただければと考えてございます。我々企業で個人情報を扱っているところで開示請求を受ける機会はございすますが、実際には年数件あるかどうかというレベルでございまして、一般のメディアが言っているように開示請求に採用しない企業があるというようなことでもないというように我々は認識してございすので、まず実態として、どこまで消費者側が開示請求であったり削除・訂正というものが必要で、それに対して企業がどれだけ取り組んでいるかといった実態を御確認していただければというように考えてございす。

○J E I T A 若干の補足をいたしますと、第1の御質問について、電磁的開示について利用者利益があるのかどうかという御質問がありましたけれども、これはあると考えております。いわゆるコンピューター、IT企業を用いているいろいろ生活をする範囲というのが拡大をしてくれてございすので、そういう意味では間違いなく電磁的開示においても利用者利益はあると考えてございす。

第2点目と第3点目の点については、今、水島さんが言われたとおりだと思っております。

すけれども、あえてそれに加えて申し上げれば、是非私どものように国際的にビジネスを行っているという立場から申し上げれば、ヨーロッパのGDPRで作られました枠組み、それと今、いろいろ議論が進んでいると思いますが、アメリカにおいて議論されて今後どうなってくるかという推移といったようなものも含めていろいろ御検討いただいて、日本政府が御提唱されておりますDFFTという枠組みを実現しつつ、国際的に調和のとれた制度というものを追求していただければと考えております。

○嶋田委員長 よろしいですか。

○丹野委員 はい。

○嶋田委員長 他に御意見ございますでしょうか。

小川委員、お願いします。

○小川委員 御説明ありがとうございました。

専門的になってしまうかもしれませんが、5ページの第2パラグラフを御覧ください。秘密計算や高度な暗号化などの安全管理に関する技術や規制のサンドボックス制度の活用を促進するため、その扱いについてガイドライン等を通じた明確化などの検討をお願いしますと書いてあります。

具体的にどういうことが目的で、個人情報保護法においてどういう意図を持っているということを教えていただけないでしょうか。

○J E I T A 5ページ目の内容につきまして、もう少し説明を追加させていただきます。

これは新しいビジネスモデルにおきましては新規の同意等で進めることができますが、過去に蓄積されたデータを活用したい場合、秘密計算等の高度な暗号化の安全管理措置に関する技術を用いれば、個人情報に関して同意を得ることなくマイニングを図ることが可能になる、そのような技術を用いることで二次利用が図られデータ主体の方々から改めて同意を得る必要がないという取扱いとすることができれば、この技術が有効に活用できるのではないかというのが一つでございます。

2つ目の規制のサンドボックス制度でございますけれども、今般、3月6日に認定申請を認定されたということでございますが、こちらは生産性向上特別措置法で進められている新しい技術に関して、実証実験をするという制度でございます。この実証実験で得られた情報を活用して、その規制改革を推進することで新たなビジネスモデルが構築できるのではないかと考えてございます。その意味で、いろいろなプライバシーの保護技術がどんどん開発されてございますので、こういうところが使えるように進めていただければというものでございます。

○小川委員 1点目に関しては、過去のアーカイブに含まれている個人情報の扱いについてということですか、2点目は実証実験などでプライバシーの扱いについてどのように考えるかということを検討してほしいというお願いでよろしいですか。

○J E I T A そうですね。それが進められるようにサポートしていただきたいガイドライン等で内容を明確していただきたいというお願いでございます。

○小川委員 分かりました。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

ほかにありますか。

○熊澤委員 御意見ありがとうございます。

私からは6ページの要望事項の中のいくつかの点について御質問したいと思っています。

アジアやAPEC諸国において越境データ移転の規制を設ける国々が増えていますという御指摘、記載がございますが、我が国にも法第24条の越境移転規制というものが存在します。ここでは最後のパラグラフに書かれているように、この方向性として、CBPRの推進を図ってほしいという意図で書かれているという理解でよろしいでしょうか。

○JEITA 一つ、枠組みの中でいろいろ考えられるかと思えますけれども、その中の一つとしてCBPRが有効ではないかというように考えてございます。もちろん、今のCBPRの体系で十分かどうかというのは御議論いただきたいと思えますけれども、一つの枠組みの中で日米欧でもよろしいですし、アジアも含めてでもよろしいかと思うのですが、法律がばらばらであることは承知の上で、データの移転がうまく進むような枠組みを作っていただいて、それにエコノミーがどんどん参加していくというのがよい形かと認識してございます。

○熊澤委員 ありがとうございます。

ちなみにCBPRを用いた移動方法を外国のガイドラインに明確化することによって推進が広がるのではないかという御意見もいただいているわけなのですが、日本は既にガイドラインに入っているがその日本においても未だ3社しか認証をとっていないという状況にあります。これを改善するために何かアイデアみたいなものがあるか、その辺の御意見はいかがでしょうか。

○JEITA 幾つかあるかと思うのですが、まずはエコノミーを増やすということと認証機関を増やすということで取得企業を拡大することで我々とお付き合いさせていただく企業さんを増やして、そういうメンバーになりましょうというような活動が一つかと思えます。

それから、日本の場合には1万6000社ほどプライバシーマークを取っている企業がございます、ここのコストの負担感が若干ございます。そういう意味で、乗り合いであるとか、うまい形で毎年のCBPRの認証のコスト負担が低減できるようなことが進めば、1万6000社の中で外国との取引がある会社さんにおきましては、認証を取るような形が拡大していくというように記載してございますので、御尽力いただければと考えております。

○熊澤委員 ありがとうございます。

もう一点お願いしたいのですが、例えば我が国からの中国などへの越境データを規制すべきという意見も一部にあるのですが、それについてはどうお考えでしょうか。

○JEITA 中国に関しましては非常に難しい問題かと考えてございます。基本的にはDFFTの考え方のようにデータのローカライゼーションというのはあまり良くないと考

えており、将来的には十分にデータが移転することが前提かなというように考えてございます。

ただし、一方、中国のサイバーセキュリティ法の理解というのも我々は非常に苦勞しているところがございますので、良い形で中国に関しましても日本が主導する形でデータがうまく流れるような方策を模索していただければと考えてございます。まずは中国の制度に関する情報提供と、将来的には中国とも自由なデータ流通ができるように国として取組を進めていただければと考えてございます。

○ J E I T A 補足をさせていただきますと、私ども J E I T A としましては中国のサイバーセキュリティ法を始めとするいろいろな法制度の整備というものについては非常に深刻な懸念を有しております。これについてはアメリカの産業界あるいはヨーロッパの産業界とも密接に意見交換をしております、意見は完全に一致をしております。私ども、国際的な産業界として連名で中国の法制に反対をするという趣旨の意見書を提出し、また、日本政府にも中国政府が法制度を改めるよう、働きかけをお願いしてきております。こういう努力を私ども産業界としても引き続きしてまいりたいと思いますし、政府にも是非よろしくをお願いをしたいと考えておるところでございます。

○熊澤委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 よろしいですか。

○熊澤委員 はい。

○嶋田委員長 他にありますか。

藤原委員、お願いします。

○藤原委員 どうも御説明ありがとうございました。

二、三、お伺いします。

丹野委員の御質問との関係で事業者の開示請求が年に数件であるとおっしゃいましたが、手数料の壁というものは J E I T A 傘下の事業者と消費者の間には存在しないという理解でよろしいのですね。

○ J E I T A 会社ごとに手数料を決めていると思いますけれども、我々のところではそれは認識していません。

○藤原委員 では、手数料について実態はまだ完全には分からないということですね。

○ J E I T A 会社さんごとに決めているとは思いますが。

○藤原委員 わかりました。

それと熊澤委員の御質問との関係ですけれども、C B P R とプライバシーマークとの関係、乗り合いがあればというお話だったのですが、それは主にコストということであって、認定のための要件というよりはコスト面で折り合えば拡充するのではないかという御意見だということでしょうか。

○ J E I T A 2つに分けてお話ししたと思うのですがけれども、C B P R の認証にあたりプライバシーマークを持っている企業にとってはコストがかかるという点と C B P R を取

得しても移転のための認定として、有効に活用できていないという2点について申し上げました。

○J E I T A 日本でCBPRを取得した企業についてもそれを持っていることで会社の信頼性を示すものであって、移転のためにCBPRが必要だと思って取っているのではないというのが現状だというような理解でございます。

○藤原委員 ありがとうございます。

そこで、先ほど漏えい報告についてEUの例も引かれて、我が国でも軽微な案件については報告を不要とするとか、軽減措置の拡大の検討あるいは報告の要否について、さらに明確化等にしていただきたいという御要望だということだと思っておりますけれども、それについてですが、漏えい報告というのは今のところ努力義務ですね。努力義務の範囲で軽減ということをいろいろ考えるという方策もあろうかと思っておりますけれども、それよりは法律上報告を義務化してしまっただけで、そして、その中で一定の軽減措置を明確にするという方法もあると思っておりますが、それについてどうお考えになるかということで、もし今義務化としたとして具体的にどんな軽減措置をお考えになっているか。これは義務化しない場合でも、さらにもう少しこういう軽減化が欲しいのだということがあればお聞かせ願いたいという2つでございます。

○J E I T A その点に関しましては、やはり我々としては報告件数が年に何度もあるということでもないと思っておりますので、法律化までは必要ないのではないかと考えておりますけれども、実態として法律化しないと個人情報保護委員会様や認定個人情報保護団体に報告が上がらないのかといったところは若干疑問がございます。我々としてはそういう懸念または情報漏えいが起きた場合にはプライバシーマークを持っている企業においては認定個人情報保護団体にすぐに報告に行ったり相談に行くということは日常進めてございますので、義務化しないと報告が上がってこないといったところに若干疑問がございますというところで実態を留意していただければというように考えております。

○藤原委員 その実態ですけれども、プライバシーマークを持っていれば認定個人情報保護団体へ報告をする。それは認定個人情報保護団体に入っていることで個人情報保護委員会に直接報告を要さないことが多分団体としてのメリットだと思っておりますけれども、ただ、その場合、プライバシーマークを持っていれば必ず報告が上がっているという御認識でいらっしゃるということですか。実際には、軽微な事案については報告をしていない事業者も相当数あるのではないかと私は感じているのですが、そういうことはないですか。

○J E I T A 会社によると思えますし、コンプライアンスの意識の問題だと思っておりますが、我々の企業で情報公開しているときにはかなりな低いレベルまで報告するのだという意識がございますので、逆に言えばその報告に迷うケースがあるというのは実態でございますので、どれだけ上がってこないのかというのは難しいかと思っておりますけれども、もしかすると、それは小さな企業においてはコンプライアンスにかかるリソースがなくて報告が上がらないケースもあるのかもしれませんが、そこは実態を捉えていただきたいと考えて

います。

○藤原委員 ありがとうございます。

○嶋田委員長 よろしいでしょうか。

他に何かございますか。よろしいですか。

本日は、誠に丁寧な御説明、ありがとうございました。J E I T Aさんのお考えとか取組というのが非常に明確に分かりました。5名の委員からさまざまな質問、個人の権利の在り方とかデータ利活用に関する施策の在り方、漏えい報告の在り方、それから、国際的
制度調和に向けての取組等々、全体にわたり具体的な御質問をして御意見をいただき、ありがとうございました。

頂いた御意見も含めて個人情報保護をめぐるさまざまな状況につきまして、各方面の意見を賜りながら課題の整理、今後も審議して参りたいと思いますので、今後ともよろしく
お願いいたします。

それでは、時間の制約もありますので、質疑応答はここまでといたします。

川上様、加藤様、水島様、本日は御多忙のところ、お出ましいただきましてありがとうございました。どうぞ御退室ください。

○J E I T A ありがとうございます。

(川上様、加藤様、水島様退室)

○嶋田委員長 それでは、御準備はよろしいですか。次の議題に移ります。

それでは、2番目の議題でございます。議題2、いわゆる3年ごと見直し（報告：認定個人情報保護団体からの声）について、事務局から御説明をよろしく
お願いいたします。

○佐脇参事官 それでは、議題2「いわゆる3年ごと見直し（報告：認定個人情報保護団体からの声）」といたしまして、資料2に基づき御説明をいたします。

1 ページ目を御覧ください。

先週になります、3月6日水曜日に「認定個人情報保護団体シンポジウム～認定個人情報保護団体の意義と今後の可能性を考える～」というシンポジウムが開催されました。昨年度に引き続き、二度目の開催でございます。

プログラムは資料にあるとおりでございます。今回のシンポジウムは主として今後、対象事業者になろうと考える事業者の方々あるいは対象事業者としてさらなる活動を深めていこうという事業者の方々向けに認定個人情報保護団体の概要、さらにはその活動の注目を御紹介することを眼目に開催されたものでございます。

当日はプログラムにありますとおり、主催者挨拶を委員長にお願いし、その後、事務局からの講演、そして、サイバーセキュリティに関連する講演、さらに引き続きましてパネルディスカッションを二部で構成し、私がモデレーターを担当いたしました。

パネリストとしては、ここに書いてある8団体の代表の方々に御参加いただきまして、その中で、いわゆる3年ごと見直しについての要望も含めて活発な意見交換が行われました。なお、8団体のうち日本IT団体連盟以外の7団体は全て認定個人情報保護団体でござ

ございます。

それでは、当日の意見交換の中で出てまいりました3年ごと見直しに関連する意見の概要につきまして、担当から御報告いたします。

○事務局 認定個人情報保護団体シンポジウムにおける3年ごと見直しに関する主な御意見について御報告いたします。

2ページを御覧ください。こちらの表は3年ごと見直しに係る検討の着眼点に照らして、項目ごとに御意見をまとめたものとなります。まず認定個人情報保護団体制度の在り方については、関心のある複数の団体で業界横断的な自主ルールを考え、その中で誰もが使えるルールがあれば広報啓発を通じて全国的に広く働きかけてほしいとの意見がございました。

A I、I o T等データを取り巻く技術の進展状況につきましては、グローバル化が急務であり、個人情報の保護をどう進めるかについて、情勢変化を踏まえて検討してほしいとの意見がございました。

続きまして、匿名加工情報制度等の現状につきましては、E U・G D P Rにおける仮名化について、インセンティブを持った形で法制度の中に盛り込んでほしいとの意見がございました。

また、保護と利活用のバランスにつきましては、消費者の意見や認識をしっかりと把握して見直しの中で反映していくことが事業者にとって合理的な規制につながるとの意見や、個人の主体性、コントロール機能の充実が見直しに当たって重要だが、事業者と消費者の力関係を考えれば、現実的には情報の非対称性やパワーバランスがあるので、そういった実態を踏まえて消費者を制度的に支援していく必要があり、見直しの中にはそういった視点や要素を入れてほしいとの意見がございました。

次に、3ページを御覧ください。

国際的制度調和の動向につきましては、海外展開を進めている国内企業においては国内外の規制のギャップが一つの課題となっており、実務上の課題等を踏まえた上で、国際的に整合的な規制を検討してほしいとの意見や、国際的調和は非常に重要だが、対応しようと思っても厳しい状況にある中小企業もあり、日本の事情にも配慮しつつ検討してほしいとの意見がございました。

最後に、3年ごと見直しに係る検討の着眼点以外のその他の意見としましては、あまり事細かに規定を作らずに、原理原則を突き詰めていくという観点で見直しに当たってほしい。事業者としては何かにつけて国に細則の整理を求める姿勢を改め、自ら判断するようにしていくとの意見や、法体系の整合性と予測可能性についての意見、法律の名称についての意見、法とガイドラインの規定に関する意見等がございました。

報告は以上となります。御審議のほど、よろしく願いいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

ただいまの説明について、御質問、御意見がありましたら、お願いいたします。

宮井委員、お願いします。

○宮井委員 御報告ありがとうございました。

今回、この認定個人情報保護団体のシンポジウムの機会に7団体から寄せられた意見を御報告いただいたわけですが、実際に今、御報告いただいたように、とても現場の生の声がこの中に非常に詰まっているというように思いました。こういった声というのを聞くというのは非常に大事ななと思いました。

一方で、今回7団体ということですので、今、現時点で44団体の団体があるということですので、業界によって、取り扱う個人情報ですとか個人情報の性質とか利用方法とか実態とかも違うと思いますので、引き続き、定例の連絡会の機会も活用しながら、広く意見を聞いていくことが大切であると思いましたので、引き続きよろしくお願ひいたします。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他によろしいですか。

では、大滝委員、お願いします。

○大滝委員 今回の説明の意見概要の中にも少し書かれていたことですが、当然、業界とか分野ごとに特有な課題とか問題というのがあって、それに対してどう対応していくか、対処していくかという問題があると思うのですが、これを全部法規とか細則の中に盛り込んでいこうというようなことをやろうとすれば、かなり無理も生じますし、現実的でもないということもあると思います。

むしろ、こういうものについては認定団体が主体的、自主的に取り組んでいただいて、やはり自分たちでルールをきちんと作って、それを守っていけるような取組をもっと積極的に進めていくということもすごく大事だと思うし、もともと認定団体がつくられた意図というのもそういうところにあるわけなので、ぜひそういう方向で、認定団体とか団体が自主的に物事を進めていくというような姿勢が必要だと思います。

○嶋田委員長 ありがとうございます。

他にございますでしょうか。

今回のシンポジウムは私も参加いたしましたけれども、パネルディスカッションに参加した8つの認定個人情報保護団体等の方々から、共通する部分や業界特有の部分を含め、率直な現場のご意見を聴かせていただきました。

今回寄せられた御意見を踏まえて、望ましい制度のあり方はどうあるべきかの観点から、影響や実効性を踏まえつつ検討してまいりたいと思います。

ほかによろしいでしょうか。それでは、特に修正等の御意見がないようですので、資料について原案どおり公表したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

本日の議題は以上です。

本日の会議の資料につきましては、準備が整い次第、委員会のホームページで公表してよろしいでしょうか。

ありがとうございます。それでは、そのように取り扱います。

本日の会議はこれで閉会いたします。事務局から今後の予定をお願いいたします。

○的井総務課長 次回の委員会でございますが、3月13日水曜日、明日、14時30分から行う予定でございます。

本日の資料は、ただいまの決定どおりに取り扱います。

本日は誠にありがとうございました。